

## 裁判員等経験者との意見交換会議事録

### 1 日時

平成28年6月29日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

### 3 主催者

鹿児島地方裁判所

### 4 参加者

裁判員等経験者8人（裁判員経験者5人，補充裁判員経験者3人）

鹿児島地方裁判所長 廣 谷 章 雄 （司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 富 田 敦 史

鹿児島地方検察庁検察官 秋 間 俊 一

鹿児島県弁護士会弁護士 小山内 友 和

### 5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※裁判員経験者及び補充裁判員経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する（裁判員経験者は、1, 5, 6, 8, 10, 補充裁判員経験者は、7, 9, 11である。）。なお、当日悪天候（大雨）のため、裁判員等経験者2, 3, 4は欠席した。

## 第1 意見交換会

### ○司会者

それでは、裁判員等経験者の意見交換会ということで、今日、皆さんにお集まりいただき、裁判員を経験されているいろいろな思いがあろうかと思しますので、率直にお話しただければありがたいと思います。

今回、裁判員裁判に参加していただいたわけですが、参加に当たっての御苦労話、あるいは、不安だったこととか、そういうことをお話しただければと思います。

皆さんが参加していただいた裁判員裁判は、短い方で3日間、長い方では1週間程度の期間を要したわけですが、その間、お仕事をされている方は、職場での休みの調整等され、その御苦労等もあったかと思えます、このあたりについて、お話しただければと思います。

### ○裁判員等経験者5

私は、裁判員候補になるというのが来るまで、全く自分に関係があることだと思っていなかったのですが、いざ来て、そこからネットを見て、裁判員裁判のことを調べたりして、ぜひやりたいと思いました。

ただ、1週間の長い期間だったので、最初は単純に仕事を休めるかなと思いましたが、実際、やってみて、休みを調整するのに苦労しました。どういう扱いで休みをいただけるかが最後まではつきりしませんでした。しかし、便宜を図っていただき、特別休暇の形でとれたので、よかったと思い、とても貴重な経験になりました。

### ○司会者

ありがとうございます。

お休みをとる前に、特別休暇の調整が難しかったということですが、いかがですか。

○裁判員等経験者 5

私の場合は、裁判員に参加するまでは、有給休暇と会社から言われたので、有給休暇届を出して参加しました。しかし、裁判員が終わりまして、皆さんとの会話で、皆さんは特別有給休暇とのことでした。このことを会社に報告して、上司に相談したら、特別有給休暇に変更となったので、よかったです。私が第1号だったので、会社の中で、前例として、ちゃんとそういう形がつけられたのが、よかったですと思いました。

○司会者

そうすると、会社の担当者は、もともとその特別有給休暇を知らなかった、それとも、知っていたけれど、まあ有給休暇でお願いしますということだったのですか。

○裁判員等経験者 5

いいえ、知らなかったと思います。会社の弁護士が、配慮してくださいということまでは言うけれども、具体的に特別有給休暇という言葉はなかったもので、会社としては、特別有給休暇という対応はなかったのですが、私の報告を聞いて、変更になったということです。

○司会者

ありがとうございます。

さっきの話の中で、参加後に、裁判員になることについて、上司の方がどんな感想を持っていたか、後で聞いた方はいますか。あればお話ししていただけないでしょうか。

○裁判員等経験者 8

裁判員として参加することで休むことは、なかなか最初の段階で言えなくて、上の方の上司には、直接話しましたが、途中、係長とか課長とかには、なかなか言えなくて、終わってから、話をすることがありました。「私だったら断る。」、「な

ぜ、参加する意味があるのか。」というようなことを係長らから言われて、正直、非常に残念な意見がありました。「もし自分に来たら、いかにして断るかということしか考えていない。」という意見もあって、すごく残念ではありました。私としては、参加して非常にいい勉強にもなったし、私と同じ意見の人もいるし、そうでない意見の人もいるのは分かりますが、すごくショックでした。

ただ、もっと上の上司の方とかは、参加してみたいという意識はあり、中間的な方の理解が逆に難しかったです。人事部長とかは、興味をもっていました。すごくいろいろな温度差というか、考えの違いがすごくありました。終わってから悲しいと思うこともありました。自分としては、すごくいい勉強になったと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

上司から背中を押されて参加された方はおられますか。9番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者9

私の場合は、個人的に参加したくない、関わりたくないという考えをもっていたのですが、職場の上司が、「特別休暇をやるから、行ってこい。」ということになり、楽に来ることができました。

それで、参加してみて、自分が今まで経験のないことを経験できて、よかったと思っています。

○司会者

もともとやりたくなかったというのは、何か理由があるのですか。

○裁判員等経験者9

理由はありません。

○司会者

上司の方は、何か理由を言って勧めましたか。

○裁判員等経験者9

いいえ、上司は、過去に親戚の方が、相談をした上で、断ったらしいのです。その時の、マイナスなイメージがありまして、断らずに行きなさいということになりました。

○司会者

分かりました。職場の対応もいろいろあるわけですね。

それでは、職場の関係はほかには、特によろしいですか。

あとは、家庭の関係で、御家族の介護の問題があったり、お子さんの問題があったり、いろいろ調整しなくてはいけない場合も出てくると思いますが、何か苦労されたとか、こういう対応をしたということがあれば、御紹介していただければと思います。

○裁判員等経験者 7

10月に参加させていただいたのですが、その当時、下の子が、まだ1歳になっていなかったもので、保育園に預けていました。ここに来るまで2時間弱かかりましたので、朝早く保育園に連れていき、帰りは、主人の親にお願いしました。自分がこの裁判員に対して参加したい気持ちがあったので、前もって協力をしてくださいとお願いをして、実際、1週間協力をしていただき、家庭のことに関しては、すんなり行ったなとは思いますが。

○司会者

ありがとうございます。

すんなりに行くまでが大変だったのでしょうか。

御家族との関係は、ほかの方は、特によろしいですか。

それでは、次に行きますが、ここまでの通勤を考えると、時間が結構かかったというお話があったと思いますが、この点はどうですか。宿泊を要した方もおられると思いますし、通勤に長時間を要した方もおられると思いますが、このあたりで苦労したとか、そういうお話があればお聞かせいただきたいんですが、11番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 1 1

距離的には長くはないですが、車で来るには市内は苦手なので、3日間の期間中、高速バスを使ってきました。今日も出発するときには、バスが出るのか出ないのか、帰りは大丈夫だろうかという不安がありました。バスに乗り込んでも雨が普通の振り方ではなかったです。バケツをひっくり返したような感じです。雷も鳴りだして、だから電話して聞いてみたほうがよかったのかな、今日はあるのかな、晴れるのかなと、ひょっとしたら固定電話に中止の電話があるんじゃないかなと思うのですが、職場からバスに乗ってまいりましたので、心配でした。

頑張ってきて、また違った席での裁判員の方々とも交流できて、今日はいいチャンスをいただいたと思っております。

○司会者

ありがとうございます。

9番の方は、遠隔地ですかね。

○裁判員等経験者 9

大島郡の離島から船で12時間かけて出てきており、鹿児島にはたまにしか来られないので、半分ぐらいはちょっと旅行的な楽しみの面もありますが、前回は宿泊先とこの裁判所を往復するだけでした。例えば、けがをしたらどうしようとか、体調を崩したらどうしようとか、何か圧迫感があったのか、出歩かなかったのが自分でもちょっと不思議でした。

○司会者

なるほど。

6番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 6

前回は、11月だったと思いますが、約1週間、市内のビジネスホテルに泊まりっぱなしで、行ったり、来たりで、9番さんみたいにやっぱり、ちょっと外に出る元気がなかったです。今日は、えらい雨だったのですが、何とか車で来ました。こ

れからも、こういう機会があったら、別に問題なく来られますので、また、誘ってください。

○司会者

ありがとうございます。

次の点に移りたいと思いますが、先ほどから裁判員裁判に参加する前の意識について、裁判員裁判は重大な事件を取り扱う刑事裁判で、そのこと自体に何か負担感といますか、重圧というか、そういうことがあってもおかしくない。そういう事柄だと思いますが、皆さんが、裁判員裁判に参加される前、そういう観点からの何か不安とか、そういうものがあつたのかどうか、お聞かせいただければと思います。

皆さん、それぞれあると思いますが、いや不安を感じなかったとかいうのでも構いませんし、負担感があつたというお話でも結構です。

それでは、1番の方がいかがですか。

○裁判員等経験者1

裁判員になることには興味がありましたが、抽選のときに、事件の内容を知らされて、殺人事件なんだ、少年の事件なんだというのが分かって、そのときはちょっと引いてしまうというか、身構えてしまうというか、抽選で外れてほしいというような感覚になりました。

○司会者

それは、殺人事件だからということですか。

○裁判員等経験者1

事件がちょっと重たいということです。

○司会者

9番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者9

私は、参加したくないと思っていましたので、話が来たときには、悪いイメージしか持っていなくて、事件もどんな事件が来るのかと不安しかありませんでした。

それで、抽選で漏れればいいのという方が、気持ちとしては強かったです。

○司会者

悪いイメージしかないことについて、何か理由はありますか。

○裁判員等経験者 9

いいえ、ただ漠然とです。

○司会者

何か重い事件を扱うのが嫌だとか、そういうことでもないわけですか。

○裁判員等経験者 9

何といたしますか。事件と聞いただけで、マイナスなイメージしか湧きませんでした。

○司会者

刑事事件というだけで、もう嫌だということみたいなことだったのですね。

○裁判員等経験者 9

そうです。

○司会者

分かりました。

10番の方いかがですか。

○裁判員等経験者 10

簡単に感想的にちょっと申し上げてみたいと思います。裁判員制度というのは、以前から聞いておりましたし、非常に難しいということだけが頭に残っておりまして、参加するに当たり、非常に不安を感じておりました。

特に、参加してみて、皆さんが有意義に発言をされて、スムーズに進展できて、非常に気楽に精神的にも楽に参加できたことをうれしく思っています。参加する、しないというのではなくて、私は大体参加する方に興味をもっていましたので、別に不安は感じていなかったんですが、一応周りから不安、不安ということを聞いておりましたので、案外と楽にできたことをうれしく思っておりますし、非常に勉強

になりました。

○司会者

周りの方は、不安、不安だという声があった。

○裁判員等経験者 1 0

そうです。

○司会者

それはどういう点からの不安だったのですか。

○裁判員等経験者 1 0

それは、恐らく、僕なんか学歴がないわけですから、やはり知識を持った方なんか参加する内容じゃないかなというようなことだと思いますし、僕も半信半疑で参加しましたし、出席して初めて事件の内容を知ったわけですので、案外と気楽だったというような印象です。

○司会者

裁判というと、難しい問題だからということですか。

○裁判員等経験者 1 0

少々学歴のある方に参加してもらうものだと思っています。

○司会者

それでは、11番の方がいかがですか。

○裁判員等経験者 1 1

最初、突然最高裁判所から封書が届きまして、それはすごく重かったです。消費生活センターに断われる方法はないだろうかと相談もしました。それぐらい、「えっ」という重さは感じました。でも断れないということで、覚悟を決めまして、人が人を裁くことはどういうことなのだろうかという不安感もありましたが、もうゴーサインを出して呼ばれたからにはと思ひ、来ました。来てみたら、くじで決まっていくという方法にちょっとびっくりしました。それで、当たっても当たらなくても、宝くじよりも難しいのかなと思っていましたが、選ばれて、流れの説明を受け

たりして、だんだん頑張ろうと思いはじめ、精いっぱい頑張り通したいという思いの方が強くなってきました。だから、結果としては、自分はよかったと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

裁判员裁判については、かつて、例えば、遺体の写真だとかを見てショックを受けたとか、そんな話も報道で流れていると思いましたが、実際に今回の裁判员裁判に参加する前に、自分が裁判员裁判に参加したら、いろんな証拠を見なくてはいけないんじゃないかとか、そういう観点からの何か不安みたいなものがあつたのかどうなのか、あわせてお聞きしたいと思いますが、5番の方はいかがですか。

○裁判员等経験者5

評議の際、傷口の写真を見る場面がありましたが、配慮していただいて、白黒で表示されていたので、それほどショッキングではなかったです。ただ、一緒に今日は来ていない方の中では、やっぱりそれでもショックだったという方がいらっしゃつたのを思い出しました。私は、普段でも仕事柄というか、ちょっとそういうのを見る場面もあつたりするので、白黒じゃなくても動揺しなかつたのかなとは思いません。

○司会者

ありがとうございます。

6番の方はいかがですか。

○裁判员等経験者6

最初、封書が来まして、裁判所に抽選に来まして、僕としてはもうぜひ当たつてほしいと思って、案の定、当たったときは、とても嬉しかったです。何で嬉しかったかという、裁判员裁判の話は聞いてはいますが、僕の周りにこうやって実際に出た方とか、関わつた方が一人もいませんでした。これはもうぜひ僕は、経験したいと本当に今でも出席したことに感謝していますし、とてもよい経験だつたと思

ます。

○司会者

特に不安みたいなものはなかったですか。

○裁判員等経験者 6

全くないです。

○司会者

全くない。

○裁判員等経験者 6

例え殺人事件でも。

○司会者

そうですか。

分かりました。ありがとうございます。

7 番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 7

自分も裁判員に関しては、すごく興味をもっていました。でも、実際、周りには誰も当たった人がいなかったの、当たるものではないだろうと思っていましたが、実際、封書が来て、抽選に来て、当たったときには、いい経験ができるという方が不安よりも大きかったです。

事件に関しても、多分、そういう証拠とかが出るというのはありますが、大きい事件、小さい事件に関係なく、こういう経験ができるということに対しての方が大きかったです。

○司会者

ありがとうございます。

最後に、8 番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 8

私も裁判員制度には興味がありまして、ぜひ参加したいという気持ちはありまし

た。あまり裁判員に興味をもっていなかったり、あまりいいイメージをもっていない人が多い印象が、私の中にはありましたので、自分で確かめたいというものもありました。

そして、私が見て、聞いて学んできたことで、何か印象を変えることが、娘だったり、家族だったりにできたら、それでいいのではないかと思っていました。その中で一つひっかかったのは、やはり事件によっては、見たら思い出して怖くなるような写真とか、そういったものがあるのかもしれないということです。ただ、人よりはちょっと病院勤めもしていたことがありますので、傷口とか、手術の映像とかは大丈夫なので、それだと思って見ればいいという気持ちで、もしそういう場面があったとしても、そういう気持ちで受け止めればいいんだと思って、心構えをして参加することができて、すごく有意義な時間を過ごしたので、楽しかったです。

#### ○司会者

ありがとうございます。

今のお話の中で、ちょっと重なるところがありますが、最高裁判所から候補者名簿に掲載されましたという通知が来て、それから実際に裁判員に選ばれるまで、結構時間があると思います。その間のお気持ちは、どういう状況なのか、多少選ばれるかもしれないし、選ばれないかもしれない、若干不安定な、あるいは、不確実な状況だと思えますが、そのころの自分の気持ちというか、そういうことについて、お話しただければと思います。

どなたでも結構ですけれども、どうですか。

#### ○裁判員等経験者 8

確か、一番最初に書類が届いたのは、3月ぐらいだったような気がします。私は、休まないといけないかもしれないかもしれませんという気持ちで、上司に報告しましたところ、即答で、「それは断れるんだよ。」と言われたのが、ショックでした。それが第一声でした。

そして、「本当に参加することになったら教えて。」と言われましたので、その

間は、10月まで期間が長かったですが、裁判所の前の道をよく通ることがありますので、まだですかという気持ちで、勤務中に、私は当たらないのかしらとか思いながら、わくわくして、楽しみにしていました。

○司会者

宝くじ当たるかな、みたいな感じですか。

○裁判員等経験者8

宝くじ，そうです。

○司会者

分かりました。

「断れる。」と言われたのは、さっきのお話からすると中間管理職みたいな人ですか。

○裁判員等経験者8

そうです。

○司会者

分かりました。

ほかの方は、いかがですか。

○裁判員等経験者5

裁判員裁判をネットで調べると、当たる確率よりも当たらない確率の方が明らかに大きいのが分かったので、当たらないだろうと思って、職場の方には、全く話をしていませんでした。候補になった時点でも当たる可能性は低いということもあって、いつ職場に話そうかと、すごく悩んだというか、迷いました。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者1

最初の選ばれましたという連絡があってから、かなりの期間があったので、恐ら

く来ないだろうと思っていたときに来ました。それでもまだ抽選があるという話だったので、当たらないだろうと思っていましたが、当たってしまいました。それまで、かなりの期間がありました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、後半の審理、実際の裁判に参加された後の話で、その審理が分かりやすかったかどうかですが、その点についてはいかがですか。

裁判が始まって、冒頭陳述があったことは覚えていますか。これは、検察官も冒頭陳述をするし、弁護人も冒頭陳述をしている。それが、分かりやすいものだったかどうかについて、端的に言えば、検察官にしても弁護人にしても、分かりやすくする工夫がされていると思いますが、皆さん方にとって、やっぱりちょっと分かりづらかったのか、それとも、十分分かりやすかったのか、その点をお聞かせいただければと思います。11月の裁判員の皆さんは、被告人が3人で、事件もたくさんで、検察官の冒頭陳述でも、実際にそれがどうだったのか、どなたかお話ししていただければと思います。

7番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者7

分かりやすいとか、分かりにくいとかいうよりも、3人で、もちろん初めて聞く言葉も多く、難しいというイメージの方が強かったです。

でも、資料もすごくよく作られていたので、その資料を見ながら、すごく分かりやすく進めたのかなと思います。

○司会者

この事件の、経験者全員に聞きます。8番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者8

最初、事件の内容を聞いたときに、3人の被告人がいて、強盗団で被告人以外にもたくさんの共犯者がいて、そこだけでも理解できるのかなと思いました。公判の

中でお話を聞いても分からなくて、繰り返し書類を見ながら、やっと分かりましたが、あまりにも事件と犯罪が複雑で、非常に大変でした。

今は、人間関係を図にしたようなものを使っていると聞いたので、それがあつたら、私たちももう少し分かりやすかったのではなかったかと思います。

家に帰ってからの頭の疲労感が、すごくあって、やっぱり考えないといけない、分からないといけない、そして、最終的に判断しないとダメになると、すごく頭を使っているんだと、毎日、家に帰って実感しました。非常に事件が複雑で、今は、分かりやすくするための工夫をしているということなので、非常によかったのではないかなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

6番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者6

事件の内容が、いろいろとあって僕の頭の中では最初の3日ぐらいは、ちょっと理解しづらかった。一種類の事件だけだったら、恐らく理解できたと思いますが、いろんな場面で、いろんな人たちが登場し、そのいろんな人たちを手助けする仲間たちも登場しているような状況の中で、裁判所で夕方までいろいろお話をして、その後、ホテルに戻っても、資料は持って帰っていないが、頭の中は、事件の関係で一杯でした。何がどうなっているのかを自分なりに整理しないとダメなと思い、そのため1週間すごく疲れしました。分かりやすく工夫してもらったが、それでも、なかなか理解しづらいところがとても一杯ありました。

○司会者

ありがとうございます。

5番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者5

検察官冒頭陳述メモを最初いただいて、これを片時も離さず、ずっと話を聞いて

いる間、情景が浮かぶような感じでした。被告人は3人であるが、関係する者も合わせると9人となり、本当に誰が誰なのか分からなかったが、分かりやすく表にしてください、すごく理解しやすかった。

ただ、1日目はとにかく訳が分からず過ぎていって、最初に何をしているのか分からない感じでした。最初に1日目の概要を説明してもらおうと、よかったのではないかと思います。

○司会者

1日目には、何がありましたか。

○裁判員等経験者5

1日目に、被告人にこういうことを聞きますとの話もなく進んで行ったので、何があるんだろう、何が起こるのだろうという気持ちで、ただ、話を聞いていて、後で被告人の話であったことが分かりました。1日目は、何が何だか分からず過ぎ去った感じがしました。

○司会者

始まる前に、今日、やることの説明をした方がいいということですか。

○裁判員等経験者5

そうです。

○司会者

そういうことがあると、分かりやすいということですね。

○裁判員等経験者5

そうだったのではないかと思います。

○司会者

今、検察官の話を中心に聞いていますが、今度は、弁護士さんの冒頭陳述の関係で、1番の方が担当された事件は、少年の被告人で、もう一回家庭裁判所に返してくださいという、ちょっと難しい主張の事件でしたが、それを、1番の方はどんなふうを受けとめられましたか。

○裁判員等経験者 1

難しいと思いましたが、弁護士さんが作ってくれた資料とか、弁護士さんはこういことを言いたいのだなということが、この資料からは伝わってきて、大変分かりやすい資料でした。

逆に検察官の方は、家庭裁判所ではなくて、刑務所に送りなさいと導いているようで、また、弁護士さんの方は、そうではないんだよというような資料作りがしてあって、資料的には大変分かりやすかったと思います。

○司会者

そうすると、検察官の冒頭陳述も弁護人の冒頭陳述も理解できる内容だった、どこがポイントなのか、双方の言いたいことが理解できたということですか。

○裁判員等経験者 1

言いたいことは、分かりました。

○司会者

3名の被告人がいると、事案的にも、名前なども頭に入りづらいところがあるのですかね。

先ほどのお話では、検察官の冒頭陳述だけの話なのか、弁護人の冒頭陳述も含めてなのか、そのあたりはどうですか。

5番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 5

私は、本当に訳も分からず参加していたので、聞き逃しているのかもしれないのですが、この検察官の陳述メモが、全てだと思っていて、途中まで、これだけを見ていればいいと思っていたぐらいです。

○司会者

今のやりとりを聞いていて、検察官と弁護人の方は、何かコメントでも、質問でも構いませんが、何かありませんか。

○検察官

5番から8番の方が参加されたパチンコ強盗の事件を、共同立会させていただいていました。お話にあるとおり大変事件も多いし、被告人も多いし、共犯者も多いということで、大変御苦勞をおかけしたと反省しているところですが、我々も冒頭陳述でどこまで紹介するのか、本当に大枠だけでいいですよと、あとは証拠調べを順番に見ていきますよという方が、分かりやすいのか、それとも、検察官の主張したい事実、立証していく事実は、こういうふうなんですと、最初から細かく提供した方が、分かりやすいのか、その点をちょっと教えていただけたらと思います。

○司会者

6番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者6

今の質問は、最初の方が僕は分かりやすいと思います。

○司会者

みなさん、同意見ですか。

初めは、概括的なことを言ってもらったほうが、特に複雑な事件については、分かりやすいということですね。

○検察官

ありがとうございます。

○司会者

弁護士の立場から何かありませんか。

○弁護士

今回の事件に関して申し上げますと、やはり皆さんが御指摘されるように、人間関係が大変複雑ですし、それぞれの役割分担等も、また事件が何個もあって、大変複雑だったので、分かりにくいし、その点については、検察官は、特に御苦勞されたのかなと思います。結局のところ、今回の事件に関して申し上げますと、少なくとも私の被告人の方は、公訴事実、つまりやったこと自体には、全く争いも持っておりませんでしたので、ある意味では、検察官にお任せできる立場だったので、そうい

う意味では、検察官が御苦労されたのかなと思いますし、メモについても、分かりやすいものをお作りいただいて、ありがたかったと思っています。

ただ、先ほど御指摘がありましたように、たぶん、1番の方の事件なんかの場合には、やったこと自体だとか、あるいは、全く主張が全然違うところで争いになって出ますので、そういう事件になった場合には、それぞれの資料が、それぞれの主張に沿った分かりやすいものであるべきでしょうし、そういった事件のときには、ぜひ弁護人のメモを御参照いただければと、我々は希望としては持っています。

○司会者

今、冒頭陳述の話をしていただいたんですが、その後、事案によっては、写真とか、図面とか、あるいは、ビデオなんか見ることもあるかもしれないし、それから、あとは証人尋問、それから、あとは、被告人質問、そういう手順を経て、最後には、論告弁論という形で、裁判が終わると思いますが、証拠調べ以降の手續について、これが分かりやすかったかどうか、分かりにくかったとか、そういうことについての御感想をいただければと思います。自分で印象に残ったことで結構です。例えば、被告人質問では、特に自分としては、ここがよく分からなかったとか、あるいは、ここでよくわかったとかです。

9番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者9

私たちが、受け持った事件の方は、先ほど話をされている方たちのよりも、内容が複雑でなかったと思いますが、資料も分からない人が見ても分かるように書かれてあったと思います。

それでも暗記するように理解するのがやっとなで、頭の中でいろいろ考えるところまではできない、特殊で難しい仕事だなと思います。

○司会者

実際、尋問とかを聞かれていて、分かりやすい尋問だったと思われた、それとも、分かりにくい尋問だと思われた点については、どうですか。

○裁判員経験者 9

説明自体については、分かりやすいと思います。

○司会者

そうですか。

10番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 10

内容等については、皆さんがおっしゃったとおりの感じですが、検察官、弁護人の方の尋問について、大変分かりやすかったと、私は感じました。その前に、テレビなどで見る刑事裁判の、難しい問題を言い争う印象をもっていました。我々の事件は、軽い事件で、言い争うような弁論はなかったので、よく分かりました。

裁判官の方もよく我々に配慮して進行されていることを感じました。

○司会者

裁判官がいろいろ配慮してくれたというのは、具体的にどんな点を言われているのですか。

○裁判員等経験者 10

協議の中です。審理においてですね。

○司会者

分かりました。

○裁判員等経験者 10

法廷では、裁判長がよく分かりやすく進行されていることを感じました。

○司会者

11番の方、いかがですか。

証拠調べとか、尋問とか、後は最後の論告とか、何でも結構ですが、分かりやすい内容だったのか、そうでもなかったのか、何かありますか。

○裁判員等経験者 11

資料をいただいて、説明を何度も読んだり、説明していただいたりして、さほど

難しく考えるような問題はなかったもので、割とスムーズに進行されていました。

○司会者

法廷で、例えば、尋問を聞いていて、言いたいことも分かるし、理解もできて、自分でどういう判断をすればいいのか、大体分かった、そういうことですか。

○裁判員等経験者 1 1

そうです。

○司会者

先程は、冒頭陳述がなかなか理解するのが難しかったと、だんだん徐々に分かるようになったというお話だったのですが、例えば、それは、冒頭陳述が双方あって、その後、証拠調べ、尋問があって、主として、どのあたりで、これはこういう事案というのは分かってきましたか。8番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 8

冒頭陳述を初日に聞いたときには、ほんとに全然分かっていなくて、私だけが分かっていないじゃないかという不安にも駆られたのですが、証拠調べになって、そこで一つ一つ確認していったので、少しずつ確実に分かっていけたと思います。

やはり、3人いて3人が同じ刑ではないだろうし、どんな差があるのだろうか、この人は主犯格かもしれないとか、そういったことも判断しないといけないとなると、すごく細かく把握したいという気持ちがありましたので、結果的には理解できたと思います。ただ、合計7日間あり、最後の方では理解することができました。それは、いろんな資料を皆さんが細かく分かりやすくしてくださったり、裁判長とか裁判官の方々が詳しく説明してくださったり、私たちの質問にもきちんと評議中に答えていただき、質問したいことも聞けたことで、最終的には、理解はできました。初めはほんとに不安でしたが、途中で解消できました。

○司会者

証拠調べのときに具体的にどのようなことが分かってきたのですか。

○裁判員等経験者 8

ビデオ判定とかで、3人被告人がいましたが、それ以外にも6人いましたので、この人は誰で、包丁を持っている人はこの人だから、ここで当たったとかをやりました。

その後、事件を見ながらにして、この書類と照らし合わせて、確認作業ができて、被告人の姿も見えますので、それを見ているような感じで判断することができました。

○司会者

それは、法廷で上映されたビデオを見てということですか。

○裁判員等経験者8

そうですね。

○司会者

ありがとうございます。

ほかの方もうなづいておられますが、同意見ですか。

ありがとうございます。

それで、あと尋問はどうですか。尋問、それぞれの事件で、証人尋問をやった事案、それから、被告人質問は、皆やっています。尋問について、分かりやすかったか、分かりにくかったか、そのあたり、御感想があればと思います。

どうですか。それでは、1番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者1

特に、証人の尋問とかでは、分かりにくさはなかったと思います。

○司会者

分かりました。ありがとうございます。

ほかの方は、いかがですか。一緒ですか。

皆さん、分かりやすかった。そうですね。ありがとうございます。

最後に、論告弁論があつて、それをもとに評議に入りますが、論告弁論にも特に分かりにくいところは余りなかったのでしょうか。

パチンコ強盗の事案でも、論告弁論のときには、事案も分かって、それでどこを判断すればいいのかというポイントも分かって、それで評議に臨んだという理解でいいですか。

それで、全般的に、評議に入る前までの審理について、例えば、それぞれ日数も違ったり、尋問の時間なんかも違ったりしたと思いますが、審理全般について、何かこうしてほしいところがあったり、例えば、尋問で休憩をもっと入れてほしいとか、いろいろ細かいこともあり得ると思います。そのあたりで何か工夫の余地みたいなものがあれば、お聞かせいただきたい。例えば、尋問の休憩時間をこうしてほしいとかないですか。

○裁判員等経験者 5

先ほどから出ているとおり、7日間は長かったです、1日目からほんとに頻繁に休憩時間をとっていただいて、最初は、こんなに休憩は要らないよと思っていたんですが、終わってみると、やっぱり1日どっと疲れが出ました。慣れないことをするし、ずっとお話を聞いておかないといけないということで、すごく疲れているので、本当に小まめに休憩をとっていただけたのは、後になって、ありがたかったと思いました。先ほどからお話も出ているんですが、法廷以外でもお昼御飯を一緒に食べていただいたりとかする中で、だんだんすごく話しやすい環境を作っていたりして、だから分からないところをすぐ聞ける関係を作っていたのではないかと思いますし、それで、分かりにくかったところも質問したりとか、気軽にできたので、分かりやすかったのかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

9番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 9

5番の方と同意見です。もっとしんどくて、トイレなんかも我慢しなければいけないのではないかとぐらいに思っていたんですが、小まめに休憩を入れてもらって、

よかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、評議について伺いたいと思いますが、どんなふうに議論したかを覚えておられると思いますが、裁判所から量刑について、どういう刑がふさわしいかを議論するに当たっては、行為責任の重さということが基本になり、その犯罪行為そのものの悪さと、それから、意思決定に対する非難の大きさ、これが量刑の基本なんだと、説明したと裁判官は言いますが、その説明はどうでしたか。分かりやすかったですか。

あるいは、その説明に心底納得はできましたか、というあたりをお聞きしたいと思います。

逆に言うと、例えば、この人は、普通はいい人なのですか、いいこともやってきましたみたいなことは、そんなには重視しないで、あるいは悪いこと、私は不良でしたとか、そんなことではなくて、行為そのものを見るんだということの説明だと思いますが、そのことについて、どうですか。分かりやすい説明で納得した上で、量刑の評議に臨んだということなのか、いや、よく分からなかったけど、何となく量刑の評議に臨んだというようなことはありますか。

○裁判員等経験者 1

似たような事例をもって説明していただいたので、この点については、自分たちが扱っているこの事件は、大体、この辺に当てはまるのかといったような感じで非常に分かりやすく説明していただきました。

○司会者

なるほど、ありがとうございます。

ほかはいかがです。

○裁判員等経験者 6

評議の件で、その人の役割分担は、複数いらっしやったので、その人の役割分担

を詳しくいろいろ説明を受けて、ただの見張りだけの人と、当然違います。それに過去の似たような事例をいっぱい紹介してもらって、この方は何年だったとか、そういったものも含めて、分かりやすく、本当に理解できました。

○司会者

ありがとうございます。それはすごいですね。

ほかどうですか。それでは、11番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者11

過去に犯された履歴をずっと紹介されまして、大体過去にこういうことをされて、服役されて、出所されて、また犯して、また裁判を受けて、その繰り返しの罪の重さ、軽さとかも全部説明されまして、いろんなことを詳しく、ほんと分かりやすく説明していただいて、納得の行く結論を自分は出せたと思います。

○司会者

なるほど。分かりました。

ちょっと先ほどお話が出ましたが、実際には、その量刑グラフ、過去の量刑のデータを示しながら、刑を決めていく評議をしていたようですが、そのこと自体、そういう過去の量刑のグラフなんかは、余り考慮しないで、自分たちだけで決めたかったとか、そういう御意見はありますか。

あるいは、逆に、量刑のグラフがないとなかなか議論がしにくかったみたいな意見はありますか。

10番の方、いかがですか。

○裁判員等経験者10

量刑の話が出ました。グラフを見たり、いろんな参考になる資料とかを出されました。これが、やはり全国的に、例えば、独自で判断した場合に、「おっ、鹿児島は何でこんな刑が重いんだ」というような意見も出るのではないかと思います。そういう参考になる資料といいたいでしょうか、そういうのをやはり出されて、みんなに見せて、そして量刑を決めると、これが非常にいいやり方ではないかと思います。

が、単独で決めると、厳しいのではないか、鹿児島はやさしくはないかとか、こんな感じでは、ちょっとまずいと思います。やはり、レベル的に、全国一様でないといけないと思います。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょう。

同意見という理解でいいですか、それとも、ちょっとニュアンスが違う方がいれば、それもすごく参考になります。

量刑のグラフなんかも参考にしながら、この被告人については、どのぐらいの刑が相当かというような議論をしたと思いますが、その際に、自分の意見を十分言えましたか。どうもちょっと、裁判官が威圧的で、十分な意見を言えなかったとか、そういう不満がありますか。

○裁判員等経験者 5

最初から最後まで、全然威圧的ではなく、とにかくよく振ってくださって、意見を聞き出してくださったので、すごく話しやすかったです。

○司会者

そうですか。

○裁判員等経験者 5

はい。

○司会者

自分の意見も十分言えましたか。

○裁判員等経験者 5

はい。いっぱい言わせていただきました。

○司会者

9番の方はいかがですか。

評議において、十分、自分の意見を言えたかどうかですが。

○裁判員等経験者 9

言えたと思います。過去の事例ですとか、前の意見ですとか、聞いて、自分なりに納得できるような意見が出せたんですが、そのときの被告人は、同じような事例でも何件もあったので、違和感といいますか、もっとどうにかならないかなとちょっと気持ちが残ったのは事実です。

○司会者

なるほど。

いろいろ再犯を犯した人だったということですか。

○裁判員等経験者 9

だったので、どうだったのかなという、ちょっと、疑問が残りました。

○司会者

これで更生できるのかと、そういう場合ですね。

○裁判員等経験者 9

そうです。

○司会者

なるほど。評議の中では、その点についてもいろいろ議論はされたことになりま  
すか。

○裁判員等経験者 9

そう自分でも思いました。

○司会者

なるほど。

○裁判員等経験者 9

ちょっとひっかかりがありました。

○司会者

感じた、そういうことですか。

はい、どうぞ、11番。

○裁判員等経験者 1 1

私の場合は、女性が私一人で、あとは男性だけでした。それで、私のこの裁判に関しては、女性の立場としてということで大分御指名を受けましたので、女性の立場としての意見、考え、個人的なことを述べさせていただいて、最後の結論に私自身は持っていったので、よかったと思います。

○司会者

わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、裁判所側で評議を進めるわけですけれども、評議の進め方について、こんなふうにしてもらえれば、もっとよくなるとか、そういう点があれば、御指摘いただきたいと思います。十分、意見は言える機会があったということのようなんです、さらにこんな工夫があればもっといいんじゃないかとか、何でも結構ですので、評議の時間なんかも含めてどうですか。

○裁判員等経験者 5

言われてみて思い出した程度の話ですが、私たちは、3人決めないといけなかったもので、何かもうちょっと時間があるとよかった、何か安心というか、この短期間、短時間でこんなに決めちゃっていいのかなと、こちらが焦ってしまったのを思い出しました。忘れていたぐらいなので、余り大きなことではないのかもしれないんですが。

○司会者

もうちょっと評議の期間が長いほうがよかったということですか。

○裁判員等経験者 5

はい。内容はよかったと思いますが、多分、感覚的に3人のこれからを、こんな時間で決めたという感覚が、多分、どこかにあったと思います。

○司会者

その期間が限られていたことから、例えば、評議が十分できなかったとか、そういう点はあるんですか。ほんとは、もっとこんなことも言いたかったのに、何か時

間が差し迫っているから、余り言えませんでしたとか、どうなんでしょう。

○裁判員等経験者 5

そういうことはなかったんですが、単純に3人をこの時間で決めたという感覚です。

○司会者

イメージとしてですか。

○裁判員等経験者 5

イメージとしてです。もうちょっと何か、今後、彼らの人生を左右する大事なことなので、もっと時間をかけたほうがよかったのではないかと思います。内容的には十分納得した話ができたとします。

○司会者

ありがとうございます。

今の点については、8番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 8

思っていることは、同じだと思いますが、やはり、何日間の間、ここまでしないといけないというのがあって、最後に量刑を決めるとなったときに、この間で決めるんだな、この間で決めなきゃという、さらっと決まっちゃったというのが、後々の感想となってしまうんですが、簡単に本当に決めてしまったわけではないが、意外と簡単に決まってしまったような、ちょっと落ちつかない気持ちはあります。何かあれでよかったのかなというようなことは、ちょっと思いました。そういうことではないかなと思います。

○司会者

具体的にその評議において、期間が決まっているから、拙速にやったことはないわけですね。

○裁判員等経験者 8

そうですね。

○司会者

実際、それだけのことをするのであれば、もう少し時間をかけて、やるようなイメージでいたのですか。

○裁判員等経験者 8

イメージでした。

○司会者

そのイメージとのギャップみたいなところを感じておられると、そういうことですか。

その評議の期間についてはどうですか。ほかの事件の方はどんな印象ですか。今のお話は、被告人が3人いる事案ですが、ほかの方は、1名でしたが、被告人の、評議の期間について、何かもう少し長くとおくべきではないかとか、もっと短くていいのではないかとか、いろいろあるとは思いますが。

どうですか。このままでいいのではないかとか、どうですか。10番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 10

我々3日間でしたが、少なからず、ちょっとあと1日欲しいという印象でしたが、我々に対してレベル的にもうすこし低いというか浅い感じの犯罪行為だったという印象を受けておりますので、3日ないし4日ぐらいが妥当ではなかったかと印象を受けています。

○司会者

それだけ長ければ、こんな話が評議の中で出てきたのにと、そういうことはありますか。

○裁判員等経験者 10

いいえ、それは、大体被告人が刑務所と社会と行ったり来たりしている被告人だったので、反省はしているものの、証人も刑務所の中の友達でした。だから、あまりあてにならない証人だったので、その辺のところはちょっと協議というか、もう

少し反省された内容が欲しかった，意見交換が欲しかったという感じです。

○司会者

ありがとうございます。

では，話題が変わりまして，裁判員裁判が終わりました。それで，実際，参加されてみて，これの冒頭の質問でも出てきたところですが，やっぱり裁判員裁判について経験される前後では，裁判に対して，あるいは，裁判所に対して，何か認識についての変化があるのかないのか，そこら辺はどうでしょうか。裁判についての，多分，多少何らかの変化はあったように思います。5番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者5

簡単に言うと，ちょっと身近になりました。何かテレビとかニュースの合間にぱっと映るのにやっぱり目がとまるようになりましてし，あとは，事件のことを新聞とかネットとかで読むと，こういう被告人として上がっている人たちの背景もあるんだろうなと思うようになったり，それまでは，全く普通にさっと読んでいただけだったりしたんですが，そういう意識で見えるようになったと思います。また，経験できたらと思うくらい，とても貴重な経験でした。

○司会者

ありがとうございます。

ほかの方，いかがです。

○裁判員等経験者6

今までいろんな事件とか，特にそんな気をつけて見ていなかったのですが，この裁判員裁判に選ばれた後，とても気になるような事件の内容について，もし，これが，僕が裁判員裁判だったら，どんなことを求刑するのかなとか，そんな余計なことまでと言ったら悪いのですが，そういうことまで考えるようになりました。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員等経験者7

裁判員に選ばれるまでは、いろいろニュースを見たり、事件を見たりして、事件の大きい小さいに関係なく、言葉は悪いですが、そういう事件を起こす人は最低という考えでしかなかったのですが、5番の方が言われたように、その人の背景についてとか、事件への見方がすごく変わってきました。すごくいい経験でした。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員等経験者8

参加する前というのは、事件とかそういうニュースとかは、よく見る方でしたが、見方がすごく変わりました。興味をすごくもって見るようになりましてし、また、私は、子供は一人しか育てていないが、ちょうどこのときの被告人の中の二人が、子供と同じ年でしたので、やはり生い立ちとかそういったものを見ていくと、やはり社会が希薄になってきていて、人間同士のかかわり合いがすごく減っている世の中がこういう子たちを増やしているのではないかと思ってしまうと、私にもできることが何かあるとしたら、小さい子とか若い子が悩んでいたら、少しでも話が聞ける人になれたらいいなとか、おせっかいおばさんとか、そういうのはやっぱり必要なのではないかという認識を強く持つようになりまして。

○司会者

ありがとうございます。

ちょっと違う話ですが、裁判員裁判は、初対面の人同士で裁判をやるわけですが、評議も裁判員同士でやって、この点について何かやりにくいところとか、そういうことはなかったですか。

1番の方、どうですか。

○裁判員等経験者1

最初は、探り合いというか、どういう考え方をもっている人なのだろうか、そういう感じがしましたが、やっぱり、裁判長がいろいろ話をして、引き出してくれて、大体こういう感じかなというのが、伝わってくるような話の持って行き方をされて

いるので、その点は話しやすくなってきました。

○司会者

意見交換もしやすいような雰囲気であったということですか。

ありがとうございます。

また、ちょっと違う話ですが、冒頭の質問の中で、ちょっと出ましたし、お答えにも出ましたが、実際に裁判員に参加して、その後、参加した経験について、差し支えない範囲で職場とか家庭とかでもお話しになったと思いますが、これはどんなふうなお話をされましたか。

もちろん、評議の具体的な中身は、お話しできないと思いますが、裁判員裁判の裁判員の経験をしてみて、何をどんなふうにご家庭とか職場でお話しになりましたか。

6番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者6

何をどんなふうにという質問ですが、特に、職場もそうですが、家庭も、「どうだったの」とか、「何があったの」とか具体的な質問はなかったです。

ただ、「すごくいい経験になりましたね」というのが、周りからの、僕自身もそうで、それ以上深い話はなかったです。だから、とてもいい経験になったというのは、僕はいろんな人に言っているんで、その人が指名されたら、当然喜んで行くような感じだと思います。

○司会者

ありがとうございます。

「いい経験だったよ」ということは、お話しになっているということですが、ほかの方はいかがですか。

○裁判員等経験者9

個人的なことになってしまいますが、守秘義務をしゃべってしまいそうになるので、しゃべらないように気をつけていました。

○司会者

なるほど。ありがとうございます。

11番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者11

最初職場の同僚に話して、「こういう呼び出しが来たんだけど」と言ったときに、「いい経験、誰でもできる経験じゃないから行っておいで」と言って、後押しされて、「行ってきたよ」と言って、「内容は話されないけど、やっぱりあんたが言っていたみたいによかったよ」と報告しました。ちょっと近いところにそういう連絡をもらっている人がいますが、「まだ何も言って来んよ」と、心待ちにしているのか、「早く来たほうがいいよね」というようなことを言われて、「流れに乗ったら、そんなに心配することではないよ」と言っています。だから、「もし行ってきたときには、相談に乗るから大船に乗ったつもりで何でも聞いていいよ」と言って、話しています。だから、その方も早くというわけではないが、その日が来たときには、力になってあげられるのではないかと思います。

それから、職場には、「行ってきたよ」で、「これは絶対行かなきゃいけないから、上の人にも言っておいた方がいいよ」とかと言って、アドバイスをしました。

「仕事をしなくていいから、行っておいで。田舎に住んでいると、鹿児島市内はいいよ、時には」と言って、そういう感じで、勧めております。

○司会者

ありがとうございます。

皆さんが、どういう形で、周りの方にお話をする、あるいは、しないというのは、あるとして、皆さん、個人として、この裁判員裁判への参加の経験が、どういうプラスになったのか、マイナスになったのか、その点はどうですか。それで裁判報道についての見方が変わってきたみたいなお話がありましたが、ほかに、御自身にとって、この裁判員裁判への参加の御経験が、個人として自分自身にどんな影響を与えたのか、そういう観点からお話しになれることはありますか。

難しいですか。10番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者10

非常に難しく、ちょっと回答は、難しいんですが、先にちょっと前後してしまいますが、裁判の審理の内容を皆さんは、どんなふうに職場や家族に話をされましたかということで、意見されましたが、私にも兄弟がおりまして、参加したというようなことを話をしました。審理がどうこうというのは、一言も出ず、「裁判所はどぎゃんだろうな」、「ひやっとするとこなかなか」とか、「裁判所は、日当たりの悪いところじゃなかね」とか、そんな余計な意見というか話が弾むような状態だったんです。今、言われましたように、私にプラスになったというか、やっぱり世の中は真面目に事故のない世の中を進んで行かないかんなど、こういう印象ぐらいです。

○司会者

ありがとうございます。

ちょっとまた違う話になりますが、皆さんがその裁判員に参加されて、恐らく口で表現できるかどうか、しづらいところもあると思いますが、何らかの影響を受けたことは間違いない。あとは、裁判員裁判というのが、刑事裁判について一般の国民の方が参加する制度になっているわけですが、その意味とといいますか、意義は、裁判官だけでなく、一般国民が刑事裁判に参加することについては、どのように考えられますか。

6番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者6

意味というか、意義は、とてもいいことだと思います。なぜかと言いますと、当然、裁判所は、法律家の方ばかりで、従来はやっていましたが、こうやって一般の国民が入ることによって、当然、異業種というのもおかしいですが、素人ですから、そういった意見を聞いてからなおかつ判断をしようという、その姿勢はいいことだと思います。

○司会者

分かりました。ほかはいかがでしょう。

1 番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 1

全然裁判について分からない素人が、参加していいものなのかと、最初は思いましたが、やっぱり裁判官の方々が手とり足とりではないが、分かりやすく、かみ砕いて、用語だとか、そういうのから分かりやすく説明してくださって、素人でも裁判に参加できるのだという感想をもちました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、もう一回裁判員選ばれたときは、今回の経験を生かして、こんなふうにしたいて考えている方はいますか。

もう一回選ばれたら、もうちょっと、評議では頑張ろうかみたいなことなのか、分からないことは、もっと初めから質問しておけばよかったみたいなことがあったとか。どうですか。

5 番の方はどうですか。

○裁判員等経験者 5

また選ばれたら、是非したいのですが、選ばれたら 1 日目もしっかりと聞いて、しっかりとメモをしておきたいなと思います。とにかく、1 日目は、何も分からないままだったのが悔いなので、ちゃんとメモをとってほしいと思います。

○司会者

分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりますが、裁判員裁判を経験されて、よりよい裁判員裁判にするために、何か御要望はありますか。裁判所に対しても結構ですし、検察官に対しても、あるいは弁護人に対しても結構ですが、あるいは、裁判所のスタッフ全般でも結構です。裁判員裁判をもっとこういうふう気をつけるとか、あるいは

は、工夫すればいいのではないかとかいう点があれば、ぜひ聞かせていただきたい。どうですか。我々も完璧だとは全く思っていないので、いろんな改善点があるのではないかと考えています。改善していくための参考になる御意見を伺いたいと思います。

1 番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 1

先ほど、事前の打合せで、5 番の方が、確かおっしゃっていたと思いますが、裁判所から職場へのお願いみたいな、今までのやり方だと自分でこういうのが来て、行かなければいけないんですというのがありました。それを裁判所が会社宛の文書を作っていたら、持っていきやすいと思います。

○司会者

なるほど、なるほど。

これを職場に持っていければ、もっと説得しやすいということですか。

○裁判員等経験者 1

はい。

○司会者

スムーズに行くのではないかとということですか。なるほどね。

ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。同じ意見でしょうか。

10 番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 10

先ほどもちょっと話が出ましたが、裁判員の方が、帰るときに顔は覚えられたというような事件がありました。北九州です。だから、やはり、覚えられないような何か方法はないだろうかということで、ちょっと先ほど話が出ましたが、少し仮装をしたらどうでしょうか。眼鏡をかけるとか、マスクをするとか、そういった方法も一つの案ではないかということです。

○司会者

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○裁判員等経験者 8

先ほど、お話が出ましたが、一番最初に来る通知書が、最高裁判所から来るというのを、どなたかお話しされたのですが、私もそれを見て誰かに訴えられたのかなと思うような印象があって、ちょっと心当たりのない文書が来ると、不正請求ではないかとか、何か詐欺ではないかとか、本当に最高裁判所の方から来ているのであれば、何かしたかというような、ちょっと重たかったというか、封をあけるのが怖いというのがありましたので、何かもうちょっとやわらかいものにしてもらえればと思います。今、高校生、中学生ぐらいですかね、裁判所に夏休みに来ているとか、そういったものの中で、小さいお子さんたちは、教育を受けて、そういう情報が入っているので、こういうのは、最高裁判所から封書が来るんだよというのは、学ぶかもしれませんが、社会に出ている大人たちは、逆に分からないので、こういったものが来たら、裁判員に選ばれたんですよというのが、もっと分かりやすくなるようなものがあるといいと思います。郵便ポストを見たときに、あれほどびっくりしたことはなかったのですが、私は、娘と二人暮らしなので、女性宅にそういったものが来るとポストの中もすごく慎重になってしまうので、ちょっとびっくりしたのはありました。中を見て、喜びました。

○司会者

それは、御心労をかけました。

11番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者 11

一回経験した時点で、もし二回目があるのだったら、どうしますかといったときに、やりたいという方も、結構いらっしゃるみたいですので、そういうこともできるような裁判員制度もいいのかと理想は思います。そうなったらいいなと思います。

す。経験したことを生かして、二度目、三度目と裁判員がやれる人がいるのであれば、ありがたいことではないかと思えます。一回したらもう後は来ないと言われたら、皆が安心しますが、経験した人の力というのは、大きいのかなという感想をもちました。

○司会者

できたら続けてやりたいという感じですか。

○裁判員等経験者 1 1

いや、そういう意味ではなくて、理想としてです。

○司会者

理想としてですか。

○裁判員等経験者 1 1

みんな断りを入れたら、断りたい、私も断りたいほうでしたので、でも、感想を聞くと、経験したことはよかったというのが、新聞とかいろんな紙面で裁判員制度を経験した人の経験談も載るようになりました。だから、そういうのを見ていたりしても、やりたいという希望の方は、ぜひすくいあげて、頑張ってもらいたい制度なんじゃないでしょうかという感想をもちます。

私は、個人的には、考えさせていただきますが、そういうことです。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですので、意見交換会は、これで終了します。

## 第2 報道機関との質疑応答

○司会者

それでは、報道機関からの御質問ということで、どうぞ。

○朝日新聞

今、幹事社をしています朝日新聞の島崎と申します。今日はお忙しい中、ありが

とうございます。

代表質問を今からさせていただきます。まず、先ほど裁判員の経験者の方も触れられたんですが、先日、福岡地裁の小倉支部で、元暴力団の組員が、裁判員に対して直接声かけをしたことが起きました。それに関してなんですが、この報道を聞いたときに、裁判員を経験された皆様の率直なお考えというか、どう思われたかをお教えてください。

○司会者

いかがでしょうか。いろいろわさはあると思うんですが、8番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者8

最初聞いたときには、やっぱり驚きました。なぜそのような裁判が、まず裁判員だったのだろうかとかという疑問をもちました。それから先ほどの、この前の段階で、ちょっと裁判長に質問をさせていただいたら、事情は分かったのですけれども、やはりそういったこともあるんだなということで、非常に怖い気持ちにはなりましたが、それでもやはり裁判員として、自分で決めたことですので、やっぱりできるだけ参加して、仕事は全うしたいと思いました。そういったことがあるのであれば、私たち裁判員は、このためにそのときは、何かしら対応をしてもらって、送迎をもらおうとか、自宅に帰るのではなく、ホテルに泊めてもらおうとか、そういった配慮があれば、また違うのかなと思いました。ただ、それは、当事者でないので、私もこちらから見ている立場ですので、当事者となるとどう思ったかは、ちょっとやっぱり怖いので、もしかしたら、辞退したかもしれないなというのがありますけれども、裁判所でできることが何かあるのではないかなとも思いました。

○司会者

今の質問を、もうちょっと聞きたいですか。

○朝日新聞

ほかの方が、もしいらっしゃればですが。

○司会者

大体同じような感じですかね。はい。

○朝日新聞

次の質問ですが、同じ件に関してなんですが、声かけとか、また似たようなことをされた方があるという方が、もしいらっしゃれば、教えてほしいですが。

○司会者

どうでしょうか。

○裁判員等経験者5

ないです。

○司会者

ないですか。そうですかね。ないようですが。

○朝日新聞

はい。今、答えてくださった方もちょっと触れられていたのですが、同じように、もし、声をかけられた場合、その裁判員自体が辞任された方も実際いらっしゃったのですが、皆さんだったら、どうされますかという質問なんです。

○司会者

これはどうですかね。事案によるのかもしれないですけど、何かありますか。9番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者9

もし、そういうことになったら、辞退すると思います。

○司会者

ほかの御意見のある方、同じ、自分だったら、頑張る。皆さん、そういう小倉支部みたいな事案があったら、自分としては、辞退するというお考えですか。

10番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者10

先に言われましたように、やはりこういう問題は、今後もあり得ると思います。

やはり、これは、対策を練るべきじゃないかと思います。先ほど、私がちょっと言いましたが、仮装するとか、何らかの方法、マスクをする、眼鏡をかけるとか、それから、帰るときは、裏口を使うとか、先ほどのタクシーで送り迎えをするとか、そういった方法とか、いろんな方法を検討すべきじゃないかと私は思っております。

○司会者

ありがとうございます。

○朝日新聞

もう一つですが、同じ件で、今の方がちょっとおっしゃってくださったのですが、こういうような事件を生まないためには、裁判所に対して、どういうふうにしてほしいでしょうかという質問です。特に、今回はセキュリティーの面で、ちょっと問題があったかなと思いますが、そういうセキュリティーの面でも特に、裁判所に配慮してほしいことがあれば、教えてください。

○司会者

8番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者8

今回、声かけをしてきたのは、組員の人だと聞いていますが、組員の人も傍聴をしたことで、裁判員の顔を認識して、声をかけたということだったんですが、今のところは、そういうわけにはいかないと思いますが、組員の方は、傍聴をできないようにできないのかなとか、裁判員の特徴を少しでもわからないようにするために、同じような装いをするとか、何かちょっと見えにくいような何か、裁判員の顔が覚えにくいような形をとるとか、何かそういうふうなことがしていけたらとは思ったりしました。

裁判員に選ばれた方たちは、参加したいという気持ちはあるんだと思います。ただ、それを途中でまた降りないといけない状況になるというのも、非常に残念だと思いますし、やはり、それを最後までできるようにしてもらえたら、また違ってくるとは思わないかと思います。それが、具体的にどうかというのは、わからないです

が、私の中では、そういうものも、ちょっと浮かんだので、お話しさせていただきました。

○司会者

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○裁判員等経験者5

暴力団とかそういう方だけに限らず、裁判員をしていて気になったのが、傍聴席に入ってくる人、入ってくる人にすごく目が行くんですね。どういう関係の人なのだろうとか、そこが見えなければいいのかな、そこは難しい話だと思うんですけど、例えそういう暴力団という方じゃなくても、やっぱり家族であれば、普通の人であっても、よろしく願いますというのは言えるであろうし、そういう意味で、すごい傍聴席が気になったと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

○朝日新聞

ちょっと話題が変わって、裁判員をされる中で、報道とか記事だったりとか、私たちマスコミの報道などで、事前に予備知識を持たれてから臨まれることもあるかと思いますが、それは何か、評議とか判断をする際に御自身の判断をするまでの過程で何か影響はあったでしょうかという質問です。

○司会者

事前に何か、そういう事件報道がされたような事案についてということですかね。

これは、どうでしょうか。自分が担当する裁判員裁判についての事件報道に事前に接していて、それについて何らかの影響があったかどうか。

○裁判員等経験者5

私たちの事件では、窃盗とか、そういうパチンコ強盗の件で、関わらせていただきましたが、ネットとかで見ると、その暴力団関係の方みたいなのが出てきたよう

な気がします。それで、すごく怖くなりました。ただ、事前に裁判長の方とかが、そういうのには左右されないようにということも、そういうのを知る前から、あったので、そういう意識を戻すというところは助言いただいていたので、大丈夫ではありました。

○司会者

同じ感じでしたでしょうか。

1番の方はいかがですか。

○裁判員等経験者1

確かに報道や記事を読んだり見たりしましたが、私の担当した事件は、少年事件だったのですが、その少年が、どういう背景で育ってきたのかとか、そういうところが、報道や記事では一切分からないので、その辺は、報道、記事を見ても、その裁判の参考にはならないと思いました。

○司会者

いいですかね。

ほかに御質問は、まだ時間は少々残っております。

○南日本新聞社

南日本新聞社の山下と申します。

2点、伺いたいのですが、質問というよりも、できれば挙手をいただきたくんですが、まず、もし、被告が暴力団、または、その関係者だったということがわかったときに、また次に自分が裁判員に選ばれたとして、実際、裁判員を務めようと思われるかどうか、務めたいと思われる方は、手を挙げていただいてもよろしいですか。ちょっとお待ちください。6番、7番、8番、10番の4人ですね。

務めたくないという方は、そのほかの4人ですね、分かりました。ありがとうございます。

とりあえず、もう一度、後で御質問させてください。

○司会者

ほかの方はいかがですか。

○西日本新聞社

西日本新聞の金子と申します。長時間のところお疲れさまです。

先ほどの意見交換会の中で、8番の女性の方が、証拠調べの中で、ビデオ判定について説明をされていたと話されましたがもう一度、そのビデオ判定というものは、どういうものだったかというのを教えていただけないでしょうか。

○司会者

ビデオ判定、証拠のビデオですか。

○裁判員等経験者8

ビデオを1回ばあっと見ても、何だったのかが分からないですね。ばあっと何人かが逃げていく風景が見えて、女性の方がけがをされたんですが、その風景は見えるけども、それを誰が押したのか、どの人が刃物を持っていたのか、そこにいる3人の被告人はどれなのかというのが、わからない。

○司会者

防犯ビデオか何かですか。

○裁判員等経験者8

防犯ビデオです。それを見たときに、1回では全然わからないので、この人が、まず誰です、この人が誰ですと、この人が被害者ですとか、ここでこういったことがあったので、刺されましたとかいうものをじっくりと見させていただいたので、そこで非常にいろんなことが、「あっ、分かった」というのが、すごく印象的だったです。

○西日本新聞社

そしたら、事件の証拠は、一つ防犯ビデオとかを実際に見て、より入ってくるというか、口頭で説明されるよりもということでしょうか。

○裁判員等経験者8

はい、そうです。

○西日本新聞社

資料で見るのもそうですが。

○裁判員等経験者 8

そうです。やはり、大きな確認ができる材料だったと思います。事件の流れが、そこですごく鮮明になって、まとめられるというか。

○西日本新聞社

皆様にちょっとお尋ねしますが、皆様が担当された裁判では、被告の取調べの様子の子の録音、録画した映像の開示というか、それを見せられたことはあったのでしょうか。

取調べ段階の、逮捕段階での取調べの録画した映像を見せられたことはありましたか。どなたもなかったですか。

○司会者

特になし。

○西日本新聞社

もし仮に、法廷で皆様が、生の証言をもちろんお聞きされると思うんですけども、取調べ段階での、そういう映像が見られるなら見たいと思われるか、参考資料にしたいと思われるか、御意見をお聞かせ願えないでしょうか。

○司会者

分かればですが。

○西日本新聞社

法廷での証言を重視されるということは重々承知していますが、それ以外で、ほんとに被告がこうは言っているが、逮捕段階は、こんなことを言っていて、もちろん迷われるケースもあるんでしょう。もし、見られる参考資料の一つにしたいという考えがあれば、いかがでしょうか。

○司会者

どうでしょうか。

○裁判員等経験者 5

多分、最初の日に文字でぱっと見たのが、映像で見たらどうかということですか。

○西日本新聞社

そうです。

○裁判員等経験者 5

見られればもちろん、分かりやすいと思います。文字で読むのとは、人間の言葉で聞くのだと全然入ってき方も感じ方も、受け取り方も変わってくると思うので、それは、もちろんありにこしたことはないと思います。そういうのがあるんだというぐらい、全く無知だったので、そうなのですねと思いました。

○司会者

質問とは、ちょっと違います、質問は要するに、被告人質問をしまして、それで、そういう場合に、被告人の取り調べ段階のビデオがあるのであれば、それも見たいかという、そういう質問です。そういう質問に対して、見られるものは見たいというお答えですか。

○西日本新聞社

口頭陳述や文字で説明を受けていますか。ビデオがあれば、分かりやすいんじゃないかという質問です。

○司会者

はい、どうぞ。

○裁判員等経験者 8

5番の方がおっしゃったことは、分かりますが、私たちそういう取調べ中のビデオとかがあったら、分かりやすいというので、見たいということなのだと思いますが、私たちの担当した事件は、全員が事件を起こしたことを認めていましたので、まず、無罪なのか有罪なのかというところに問題は全然なかったもので、まずそこに意識が行っておりません。多分、皆さん同じです。でも、それを見たいと思ったかどうかは、頭をかすめることが、ほとんどなかったというのは、多分、7日間とい

う長い間に、被告人の様子とか、すごくよく見ることができましたので、多分、その裁判中の様子とか、質疑応答とかで、すごく人間性とか分かりましたし、また、検察の方と被告人との関係性もイメージ的には悪いのかなと思って、そういう先入観をもって、裁判員をやっていましたが、実際は、すごく両方というか、うまく関係性ができていたので、だから、犯罪を認めて、9人中3人が、早いスピードで裁判が行われているということでしたので、私たちは、そういうところまで求めるといふか、考えが及ばなかったというのがありますが、多分、見ても印象は変わらなかったかもしれないような気はいたします。

○司会者

いいですか。

○南日本新聞社

続きで質問すればよかったのですが、その声かけ問題についてなのですが、「する」と答えられた6番と7番と8番と10番の方、なぜすると、結構怖いことだということは、皆さん、お気持ちは一緒だと思うんですが、なぜそういう、「する」という判断ができるのか、理由をお聞かせいただきたいということ、あと、今のこの裁判所の方の裁判員の保護の仕方というか、それで、十分だとお考えなのか、それとも何か改善していただきたいということがあるのであれば、そこをあわせて伺いたいです。

○司会者

辞退しないであろうという方について、その理由は何ですか。

○裁判員等経験者10

一言、もう一回やりたいというだけのことです。

いいですかね。

○南日本新聞社

結構、怖いことだと思います。大変勇気がいることだと思いますが、それでも、やっぱり裁判員を務めたいと思う、その自分を動かすものというのは、何なのでし

ようか。

○裁判員等経験者 6

どうして出たいのですかという質問ですよ。そして、裁判所の方に何か要望はないんですかというのが二つ目の質問ですか。どうして出たいかというのは、別に相手の方が、どんな職種でも余り関係ない。裁判所への要望というのは、それも特に今が最善なのかどうなのかも、それはちょっと分かりませんが、特にこんなことをしたらどうですかという要望も浮かばないです。

○司会者

あとは、よろしいですか。

○南日本新聞社

はい。

○裁判員等経験者 7

今回、一度裁判員になってみて、子供たちにもすごくいい経験をしたという話のできたので、怖いことがあっても、また、そういういい経験ができたという話のできるのであれば、もう一度したいという気持ちです。そのときは、自分の身は自分で守るしかないかなという気持ちではあります。

○裁判員等経験者 8

私が受け持ったパチンコ強盗も、当初、やくざ関係なんじゃないかということが、すごく言われていまして、一人一人に暴力団ですかということを、実際聞いていると思います。そして、皆違っているということでしたので、そうなってくると、暴力団の方が、北九州では裁判員の方に声をかけたと思いますが、だからと言って、そこから先、何か起こるということとは、ないと思って、強い気持ちで裁判員という制度をやっていたらいいなという、責任感というもので臨みたいなと思っています。

そして、経験を通して、考え方とかそういったものが、広くなりましたし、何か強くなったような気もするので、この経験を活かさないといけないと思っています。

皆が皆経験でできることではないので、経験させていただいたことを、もう一度やることによってもっと活かしたらいいなと思っているからです。

○司会者

よろしいでしょうか。

これで終わります。